相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県安来市安来町一九六一番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　谷澤　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日
島根県松江市八雲町熊野四三三番地
相続財産管理人　小松原秀顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市土田町四二五番地一、最後の住所島根県鹿足郡津和野町日原五〇番地二
被相続人　亡　梅田　秀人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日
事務所島根県益田市乙吉町イ八九一一〇
日興ビル二階
相続財産管理人　弁護士　谷川　　円

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡津野町杉ノ川丙八九番地、最後の住所高知県高岡郡津野町杉ノ川乙二〇三四番地一
被相続人　亡　下元　佳三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日
高知県高知市本町五丁目二番一五号
相続財産管理人　弁護士　皿田　幸憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市横川町上ノ五九三二番地、最後の住所愛知県豊川市諏訪三丁目一五番地　プリンスマルニ一〇三号
被相続人　亡　床波　善弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十三日
鹿児島県霧島市横川町上ノ四三〇九番地七
相続財産管理人　塩井川幸生

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等の「移転通知及び照会」は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第二項が準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者
住所　兵庫県加古郡稲美町国安三〇九番地
氏名　松尾　壽美子

住所　兵庫県加古郡稲美町国安三〇九番地
氏名　松尾　春士

住所　兵庫県加古郡稲美町国安九九六番地の四
氏名　井上　明美

二、書類の内容
建築物等移転通知及び照会

平成二十五年一月二十三日
兵庫県加古郡稲美町国安二一五〇番地の一
稲美町国安土地区画整理組合
理事長　中山　秀次

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年１月 23 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社トライアングル　②東京都知事(3)76509　③代表取締役　濵野詔　④東京都府中市紅葉丘２丁目25番地の２　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都府中市紅葉丘２丁目25番地の２　株式会社トライアングル　代表取締役　濵野詔

①有限会社二本松物産　②神奈川県知事(1)8516　③代表取締役　小石榮美　④神奈川県横浜市栄区長沼町339番地　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市栄区長沼町339番地　有限会社二本松物産　代表取締役　小石榮美

①拓サン・リアル　②福井県知事(5)第1087号　③三原スミ子　④福井県越前市国府２丁目４－１　⑤1000万円　⑥福井県知事　⑦福井県越前市国府２丁目４－１　拓サン・リアル　三原スミ子

①上野住宅　②大阪府知事(1)53680　③上野精一　④大阪府堺市東区南野田234　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市東区南野田234　上野住宅　上野精一

①株式会社ライブ　②大阪府知事(4)43367　③代表取締役　上原文重　④大阪府大阪市中央区備後町１丁目４番６号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区備後町１丁目４番６号　株式会社ライブ　代表取締役　上原文重

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 25 年１月 23 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保988	株式会社札幌建装	北海道知事石狩(6)4800	代表取締役 小野澤良子	北海道札幌市北区篠路１条６－６－20	1000万円
平24不保989	株式会社Sコーポレーション	秋田県知事(9)1059	代表取締役 佐藤誠蔵	秋田県秋田市桜２－24－４	〃
平24不保990	株式会社建築工房ＡＮＳＷＥＲ	秋田県知事(2)1869	代表取締役 田中淳一	秋田県秋田市川尻町字大川反83	〃
平24不保991	有限会社不動産クラブ	福島県知事(2)2454	取締役 藤井利江子	福島県郡山市並木２－18－９	〃
平24不保992	郡山中央不動産	福島県知事(1)2787	古川覚	福島県郡山市富田町字日吉ヶ丘26	〃